

総情域第 110 号  
令和 2 年 10 月 9 日

各総合通信局長  
（放送部）  
（北海道、信越、北陸、  
四国にあつては情報通信部）  
沖縄総合通信事務所長  
（情報通信課）

） 殿

情報流通行政局長

コミュニティ放送局の免許及び再免許に当たつての要請について（通達）

標記について、最近の放送を取り巻く状況を踏まえ、今後、コミュニティ放送局の免許及び再免許に当たつては、別紙様式による要請文書を各総合通信局長等から交付し、引き続き関係法令の遵守等について周知徹底を図ることとしたので、よろしく取り計らわれたい。なお、各総合通信局等において、地域特有の状況を勘案して要請が必要であると判断される事項がある場合、本省へ報告のうえ、別紙様式による要請文書に追記したうえで交付されたい。

なお、「コミュニティ放送局の免許及び再免許に当たつての要請について（通達）」（平成 27 年総情域第 66 号）は、本通達の発出に伴い、廃止する。

コミュニティ放送事業者名  
代表者 氏名 殿

各 総 合 通 信 局 長 印  
(沖縄総合通信事務所長)

コミュニティ放送局の免許（再免許）に当たっての要請

放送は国民的メディアであり、その公共性及び言論報道機関としての社会的役割は一層重要なものとなっているところであります。

このため、コミュニティ放送の免許（再免許）に当たり、放送法及び電波法に従い、特に下記の事項を要請します。

記

- 1 放送番組の編集及び放送に当たっては、放送法の規定及び自ら定めた番組基準を遵守し、真実・公平な報道等を通じて我が国の健全な民主主義の発達に資するとともに、豊かな放送文化の創造に寄与すること。  
また、放送の公共性、社会的責務の重要性を深く認識し、放送に携わる者の放送倫理の向上に努めること。
- 2 放送番組については、その制作過程を含め、人権及び児童・青少年に与える影響に十分配慮するとともに、関係法令を遵守すること。
- 3 放送番組の適正を図るにあたり、放送番組審議機関の機能が一層発揮されるよう、十分な開催回数の確保に努めること。
- 4 非常災害時における放送の果たすべき重要な役割に鑑み、また、激甚化・頻発化する自然災害の経験を踏まえ、地方公共団体との連携、Lアラートの活用等による地域に密着した災害・防災情報等の充実を図るとともに、放送施設の安全性・信頼性の向上に努めること。

なお、関係部分については、貴社の放送番組審議機関の活動の参考として頂きたい、番組審議会の委員に対しても周知願います。